

一般健康診断・精密総合健診

一般健康診断

労働安全衛生規則第43～47条によって事業主が実施することが義務づけられている健康診断。定期健康診断、雇入時の健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断、給食従業員の検便・歯科医師による健診などがある。

産業保健において基本となる健診であり、当協会では検査～評価～集団特性を含む結果報告から事後フォローまで一貫したサービスを提供。事業場と労働者のQOLの向上を支援している。今年度、当協会では2,144団体、288,263名に健診を実施した。また中小事業場が主体である全国健康保険協会の生活習慣病予防健診を2,526団体、25,348名が受診している。

特定健康診査

平成20年度施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく40歳以上を対象とする健康診査。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、実施主体は保険者となるが、当協会ではその大半が労働安全衛生法の健診として併用実施している。

生活習慣病予防のための特定健康診査の実施総数は被保険者で125,331名、被扶養者は3,873名であり129,204人であった。契約体系別でみると個別契約が94.4%、集合契約が5.6%、保険者別の実施割合は組合健康保険79.5%、全国健康保険協会16.5%、国民健康保険4.0%となっている。

特定保健指導

平成20年度施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく40歳以上を対象とする保健指導。リスクの程度に応じて「動機付け支援」と「積極的支援」があり保健師または管理栄養士が対応する。実施主体は保険者となる。当協会は対象者の9割以上が労働者であるため、労働者の所属している事業場と医療保険者両者の生活習慣病予防に寄与できるよう、産業看護職の視点から連携している。平成20年度から保健指導品質管理システムを導入し、保健指導サービスの品質管理に関する方針を設定し、マニュアルに沿って委員会活動、内部監査を実施し、保健指導に関する契約、実施指導、評価、教育、広報など運営全体の質の管理をしている。

骨粗鬆症予防検査

骨粗鬆症予防のための踵骨超音波による骨密度測定。骨密度の減少を早期に発見し、将来の骨粗鬆症への進展を防止することを目的に、一般健康診断・人間ドックのオプション項目として実施している。施設では骨粗鬆症外来を設置し、受診者の経年変化も追っている。

測定結果は、Stiffness値（S値）で評価し、20歳の平均値（YA値）と同年齢の平均値（AM値）に基づいて、職域検診で4段階（正常範囲、要注意、要受診、要治療）、施設検診で7段階（異常なし：①、軽度注意：②③、要注意：④⑤、要精検：⑥、要治療：⑦）で判定。職域ではYAを基にわかりやすく文書で説明し、施設ではAMを基に若年齢者（30、40歳代）で骨密度が低いものを分類し、予防について医師や保健師、管理栄養士が生活と運動の指導を行った。

■ 齧歯健康診査

口腔内全般の健康診査。一般健診との同時実施が可能で歯科医師による指導と結果通知が健診と同時に行われる。健診内容は、基本検査項目として歯、歯周組織の状態、その他について実施し、「異常なし」「要注意」「要予防処置」「要検査」「要治療」「治療中」「その他」の総合評価に分類する。歯に関しては、う蝕の有無、処置（歯科治療）の有無、要治療歯の有無を診査し、歯周疾患の検査はCPI（Community Periodontal Index）で測定。CPIは検査歯の歯周組織の状態をcode 0：正常、code 1：出血あり、code 2：歯石あり、code 3：4～5 mmの歯周ポケット、code 4：6 mm以上のポケットという重症度（治療必要度）を5段階で判定している。また、顎関節症や口腔粘膜疾患などについても診査を行っている。

なお、昨年度より歯科用細菌カウンターを使用して口腔内細菌数を7段階で測定し、歯科に対する健康意識の向上に役立てている。

■ 精密総合健診（人間ドック）

がん検診を含む日帰り方式の人間ドック。基本コースに加えオプション健診メニューが用意され、受診者の希望にそって付加できる。希望者および医師の判断で、保健・栄養・運動相談を健診当日に実施している。疾病の早期発見のみならず健康の維持・増進を目的とし個別性を重視しながら医師・保健師・管理栄養士・健康運動指導士がチームとして支援する。平成27年度から個人対応と事後フォローの充実を目的としたシステムを導入し、再精査や受診の確認や受診勧奨をさらに充実させた。健診の受けっぱなしを減らし健診の意義を高めるとともに、健診後の受療状況を正確に把握して次回健診にフィードバックできるようにした。また、日本人間ドック学会の健診施設機能評価の認定を受けている。